

●子育て世帯への臨時特別給付金●

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

対象者には、5月中旬に給付金のご案内を送付していますが、ご不明な点がございましたら福祉課児童福祉係まで問い合わせください。なお、4月1日以降に白糠町へ転入された方は、3月31日時点で住民票がある市区町村から案内が送付されます。

支給対象●令和2年3月31日の時点で白糠町に住民票があり、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受ける方。

※新高校1年生については、2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※所得制限限度額以上で、月額一律5千円の方は対象になりません。

支給額●児童手当の対象児童1人につき1万円

支給日●5月29日(金)

支給方法●原則、児童手当を受給している口座に振り込みます。

※公務員の方は9月末までに、勤務先から交付される申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

■給付金詐欺にご注意ください！

ご自宅や職場などに、役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに役場の窓口または最寄りの警察に連絡してください。

問合せ先●役場福祉課児童福祉係 ☎2-2171（内線527）

公務員以外の方は、原則、
手続きは必要ありません。

●徴収猶予の「特例制度」●

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。また、延滞金もかかりません。

※猶予であって減額免除ではありませんので、課税分が消滅することはなく、猶予期間が終了した際には、猶予分の納付が再開されます。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付も可能です。

対象者●次の①・②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

（個人や法人、規模は問いません）

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に
係る収入が、前年同期に比べて約20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※困難であるかの判断をする際は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請する方の置かれた状況に配慮します。

対象となる税●令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税、法人町民税、固定資産税など、ほぼすべての税目（証紙徴収の方法で収めるものを除く）が対象となります。また、納期限が過ぎている地方税についても、さかのぼって特例を利用することができます。

申請方法●令和2年6月30日または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出してください。資料の提出が難しい場合は、口頭によりうかがいます。

問合せ先●役場税務課収納係 ☎2-2171（内線533）